

政策効果分析レポート No.9

1990 年代における所得税制改正の効果について  
(要約)

90 年代には、累次にわたって所得税制の改革が実施され、税率のフラット化、各種控除の拡充や定率減税の恒久化を通じて負担の軽減がなされている。本レポートでは、特に 95 年の改正に焦点を当てつつ、税制改正が所得分配、資源配分に与えた効果を検討した。

95 年の改正では、働き盛りの中堅所得層の負担累増感を緩和するため、限界税率 30%の適用所得金額を 1,000 万円以下から 1,800 万円以下に引き上げるなど、所得税の累進構造の大幅なフラット化が行われたほか、人的控除（基礎控除、配偶者控除等）給与所得控除が引き上げられた。ただし、特別減税は 94 年の 20%から 15%に引き下げられている。

1 所得分配への効果

95 年の税制改正（特別減税分の効果を除く）による年収階級別の平均税率（所得税 + 住民税）の低下を見ると、第 1 分位（最も年収の低い層）0.03%、第 2 分位 0.18%、第 3 分位 0.48%、第 4 分位 0.81%、第 5 分位（最も高い層）1.90% であり、所得が上がるほど大幅な負担の軽減となっている（図表 A）。

平均税率の低下を要因分解すると、低所得層ではほとんどが各種控除の拡充によるものであるが、中高所得層では税率のフラット化、控除の拡充がともに寄与し、しかもその寄与度は大きい。このような控除の拡充効果の特徴は、減税額が限界税率に依存することに加え、中高所得層で控除の利用率が高いことによる（図表 B）。

なお、80 年代以降、租税による所得再分配効果が弱まる一方で、社会保障による効果がそれ以上に高まっており、再分配政策における役割交替が進んでいる。

## 2 効率改善による「ボーナス」

所得税制が個人の経済行動に及ぼす影響を見るには、平均税率ではなく限界税率に着目することが重要である。95年改正で累進性が緩和され、一部の所得階層で限界税率が低下したため、従来の重い限界税率の下で抑制されてきた労働供給等、ひいては課税所得がより自然な状態に回復し、国民の経済厚生が改善したと考えられる。

その度合いを計測するため、まず、95年改正で適用される限界税率が低下した階層と一定にとどまった階層について課税所得の変化を比較することにより、限界税率の低下による課税所得の変化を調べた。その結果は、限界税率1%ポイントの低下で約0.17%の課税所得の増加というものであった。これをもとに、95年改正による経済厚生の改善（超過負担の減少）を試算すると、1千2百億円程度となった（図表C）。すなわち、この改正により、国民全体として1千2百億円程度の「ボーナス」を手にすることができた。なお、この「ボーナス」は新たに発生したもので、政府から納税者への移転である減税額とは別のものである。

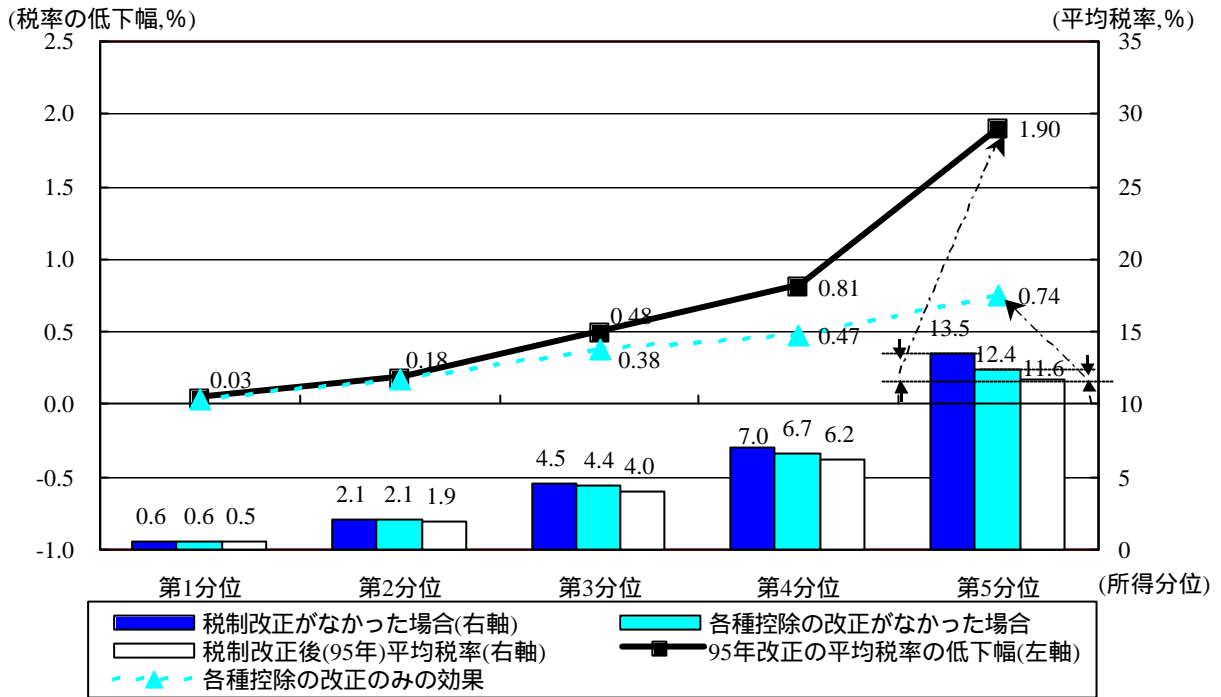
他方、アメリカにおける計測事例を調べると、限界税率の低下に対する課税所得の反応は遥かに大きく、それゆえに税制のフラット化による「ボーナス」は非常に大きなものとなっている。アメリカの納税者がこのように税率変更に敏感であることの背景として、申告納税制度のほかインセンティブの強い給与体系や流動的な雇用制度が考えられる。したがって、我が国においても、給与体系の変化等が進み、税制を含む環境変化に対し、納税者や雇用主がより柔軟に行動するようになれば、高い限界税率がもたらす損失、その軽減によるボーナスともに大きなものとなると予想される。

ちなみに、仮に限界税率の変化に対する納税者の反応がアメリカ並みであったとすれば、95年改正に伴う効率改善「ボーナス」は数千億円以上になりうると試算される。

以上、税率構造のフラット化は課税所得の増加という形で経済効率を改善したが、その効果は給与体系の変化等が進展するにつれ一層重要なものとなると予想される。フラット化は所得分配面での税制の役割を縮小させるが、この点は各種控除の在り方や社会保障政策の動向と合わせて評価すべきであろう。これらの視点も踏まえ、経済主体の行動に対して中立的な税制を目指し、不断の税制改革が進められることが必要である。

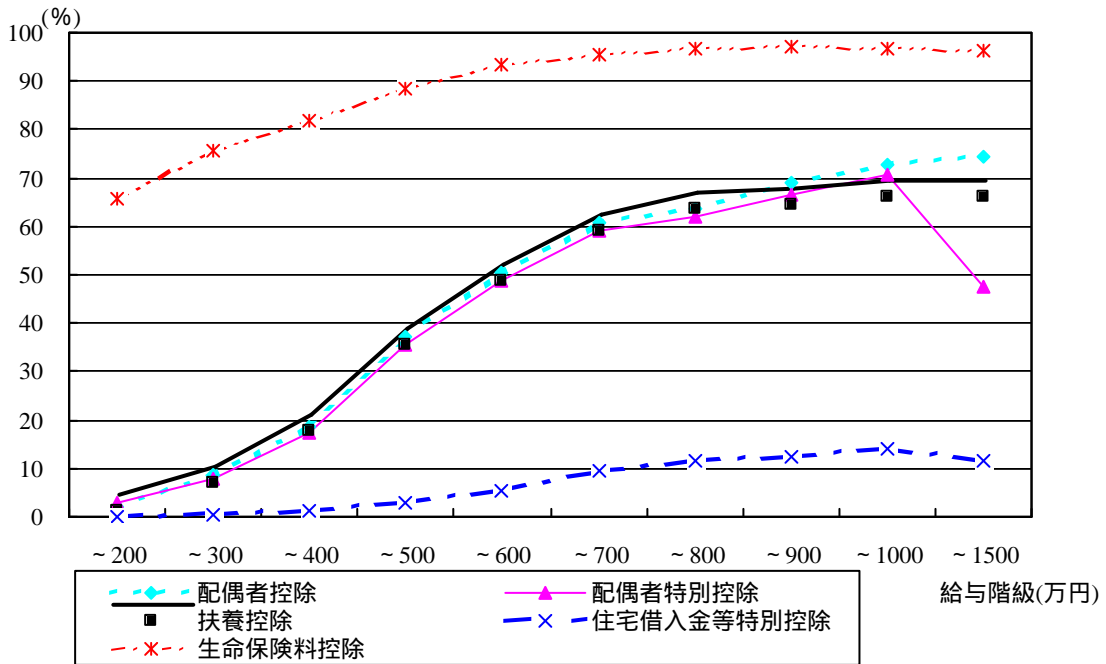
（以上）

図表A 税制改正による平均税率の低下



- (備考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成。  
 2. 1995年の個票より税引前所得(給与+事業+利子+不動産+公的年金)の5分位階級を作り、改正後の税制(実績)と改正がなかったケース(シミュレーション)の税負担率((所得税+住民税)/税引前所得)、及び実績との差を算出。ただし、特別減税分を除く。

図表B 諸控除の所得階層別適用者割合



- (備考) 1. 国税庁「税務統計から見た民間給与の実態」2000年、厚生労働省「国民生活基礎調査」2001年より作成。  
 2. 配偶者控除、配偶者特別控除については、有配偶者に占める割合を算出。

図表C 1995年税制改正による超過負担の減少額

	超過負担の減少額
今回推計値	1.2千億円程度
納税者の反応がアメリカ並みの場合	3千億円～2.6兆円程度

- (備考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」個票、国税庁「税務統計から見た民間給与の実態」1996年等より作成。  
 2. 推計方法については、本文付注を参照。